

平成 31 年 4 月

日本リハビリテーション医学会
専門医 各位

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会
専門医制度委員会

新専門医制度のお知らせ（21）
～専門医更新基準の変更について～

この度、新専門医制度におけるリハビリテーション科専門医の更新基準を変更することになりました。変更点は以下になります。

【特定機能病院における医療安全専従者への特例】

日本専門医機構より、「特定機能病院における医療安全専従者への特例について」の連絡があり、専門医制度委員会で審議した結果、日本専門医機構の提案をリハビリテーション科領域として受け入れることになりました。

つきましては、「リハビリテーション科専門医更新基準」の別添資料①の II. として以下の文面を追加しました。

II. 特定機能病院における医療安全専従者への特例として、リハビリテーション科専門医が医療安全管理者（責任）の専従の任に当たる場合、最長 5 年（0～5 年）まで更新の猶予を申請し、その猶予期間に資格更新に必要な単位を確保することができる。猶予の期間は医療施設の状況に応じて当該者が選択することができる。途中任を離れ、専門医への復帰を望む場合、猶予期間内に所定の更新要件を満たせばあらかじめ申請することにより次年度に新たに更新することができる。更新した上で再度猶予期間として所定の期間を申請する場合も同じ条件とする（例：A 年の猶予を選択した場合、 $(5 + A)$ 年に 1 回の更新を行う。これを繰り返すことも可能。A は 0～5 年として選択できる）。

更新の猶予期間中も専門医の資格を維持できる。また猶予期間中の講習単位の取得はリハビリテーション科領域の規定に沿う。

以上